

令和3年ニセコ町告示第7号

ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例の縦覧

下記の条例を制定したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和3年1月20日

ニセコ町長 片山 健也

記

1 制定する条例名

ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例

2 条例の素案

別紙のとおり

3 制定の理由

本町において、令和2年7月に気候非常事態を宣言したことを踏まえ、地球温暖化などの気候変動への対応や生物多様性の保全について本条例に位置付け、環境の危機に対応していくことを明記する。

本町では、本条例の環境理念や環境方針に基づき、ニセコ町地下水保全条例（平成23年条例第7号）及びニセコ町水道水源保護条例（平成23年条例第8号）を制定するなど、環境保全を図る上で必要な規制を行っているところであるが、今後、気候変動対策の更なる推進のため、新たに条例による規制を検討していることから、これらの個別条例の上位に位置する本条例に、町が必要な規制を講じることができる旨を明記する。

近年、森林の持つ多面的機能（地球温暖化防止、災害防止、水源涵養、教育・癒しの場の提供など）と、その機能を十分に発揮するための適期の間伐・択伐、森林更新など、長期的な視点に立った森林の管理が重視されていることを踏まえ、環境保全の観点から森林の適切な保全と整備、森林資源の利活用を推進していく旨を明記する。

現在策定に向け検討中の「ニセコ町農業振興ビジョン」を踏まえ、「クリーン農業の推進」を、クリーン農業を包括する「持続可能な農業の推進」に改める。

その他、現行の関係法令などに沿って、文言の整理を行う。

近年、法令には見直し規定を設けることが求められており、おおむね5年後に見直しを行うこととされている法令の例が多いことを踏まえた追記を行う。

以上の理由から、本条例を制定するものである。

4 条例の施行期日

令和3年4月1日

5 公表の期間等

- (1) 縦覧の期間等 期間：令和3年1月20日（水）から令和3年2月10日（水）まで
場所：ニセコ町役場企画環境課及びホームページ
- (2) 意見の受付期間 期間：令和3年1月20日（水）から令和3年2月10日（水）まで
場所：ニセコ町役場企画環境課
- (3) 意見の提出方法 持参又は郵送 〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見47番地
ニセコ町企画環境課（※郵便の場合、当日消印有効）
FAX 0136-44-3500
電子メール kankyo-e@town.niseko.lg.jp

6 提出された意見項目の公表等

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和3年2月15日を目途にニセコ町役場企画環境課及びニセコ町ホームページにおいて公表する。

7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町企画環境課

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地)

電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500 メール：kankyo-e@town.niseko.lg.jp

担当：参事 柏木 邦子 環境モデル都市推進係長 佐々木 潤

開庁時間：8時30分～17時15分（昼休みはありません）